

第3次安平町男女共同参画基本計画（案）に関する意見募集要領

安平町第3次男女共同参画基本計画（案）について、パブリック・コメント手続きを実施しますので、お気づきの点やご意見をお寄せください。

1. 意見募集の対象

第3次安平町男女共同参画基本計画（案）

2. 公表する資料

第3次安平町男女共同参画基本計画（案）

3. 資料の閲覧方法等

- ①安平町役場のうち、下記において閲覧できます。
 - ・総合庁舎 政策推進課 政策推進グループ
 - ・総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ
- ②安平町ホームページに掲載しています。
- ③その他：安平町ホームページをご覧になれない方については、下記までお問合せください。郵送などでお届けします。

4. 意見の提出方法及び場所

別添の提案書により提出してください。

提案書と同様の項目を記述している場合は、任意による書面でも構いません。

- ①持参 参：安平町役場のうち、下記へ提出願います。
 - ・総合庁舎 政策推進課 政策推進グループ
 - ・総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ
- ②郵送 送：安平町役場 総合庁舎 政策推進課へ郵送してください。
- ③ファクシミリ：提案書を下記へ送信ください。
総合庁舎 政策推進課（0145-22-2026）
- ④電子メール：提案書を添付もしくはメール本文等によりメール送信ください。
政策推進課：kikaku@town.abira.lg.jp

※正確な意見内容を把握したいため、お電話による受付はしません。

5. 意見募集期間

令和6年6月11日（火）～令和6年7月11日（木） 17時15分まで。

- ①持参の場合：月～金（祝日を除く） 8時30分～17時15分
- ②郵送の場合：7月11日（木）付けの消印まで有効
- ③ファクシミリ、電子メールの場合：24時間受付（土日、祝日含む）
意見募集期間の締切日は、7月11日（金） 17時15分まで。

6. 提案対象者

安平町町民参画推進条例第2条に規定する「町民」を対象とします。

- ①町内に居住又は通勤・通学している方

②町内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他団体

7. 意見集約による公表及び意見に対する応答

意見集約後、寄せられた意見と町の考え方等について、公表します。

①安平町役場のうち、下記において公表します。

- ・ 総合庁舎 政策推進課 政策推進グループ
- ・ 総合支所 住民サービス課 住民サービスグループ

②安平町ホームページに掲載します。

8. その他

①提案書については、提案について詳しく内容をお聞きする場合や、町で協議した結果等をお知らせする時のため、住所・お名前・ご連絡先を必ず記載してください。

②募集の対象案件と直接関係のないご意見等については、パブリック・コメントの意見として取り扱わない場合があります。

9. お問い合わせ先

〒059-1595 安平町早来大町 95 番地

安平町役場 政策推進課 政策推進グループ

電話：0145-22-2751 FAX：0145-22-2026

E-mail：kikaku@town.abira.lg.jp